

決 裁	議 長	局 長	主 事

受付

報 告 書

平成 年 月 日

湯前議会議長 山下 力 様

湯前町議会議員

議員派遣として参加（出席）した研修（会議）の内容（結果）は、次のとおりでありました。

期 間	平成29年8月22日（火）
場 所	美里町文化交流センターひびき
目 的	平成29年度町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会

報 告 の 内 容	<p>◆研修内容 演題：二元代表制の意義と議会の機能強化 講師：東京大学名誉教授 大森 彌 氏</p> <p>【地方議会は住民自治の根幹】 ・地方自治法は、国が地方をコントロールしやすいように、首長が優位になるような制度設計になっている。国としては議会を説得するより、首長一人をコントロールするほうが簡単。</p> <p>【二元代表制 憲法要請】 ・住民が議員と首長を直接選挙で別々に選ぶのは憲法（93条）の要請。</p> <p>【直接公選 4つの理由】 ①自治体全体の意思を決定する権力の座に就くから。 ②住民によるリスク管理が必要だから。 ③不可視な民意を可視化するため。 ④公選職が「民主条件付き」の代表であるから。</p>
-----------------------	--

【二元的代表制に内在する対立の契機】

- ・首長は独任制で多数の部下を抱え、政策展開で主導権を発揮しやすい。
- ・複数からなる合議制の議会は、政策・行政上の争点を形成し、多様な民意を明らかにしやすい。
- ・二つの代表機関は、協力しながらも競い牽制し合い、住民にとって最良な意志決定を行うのが基本任務。
- ・両者の対立が極まると、選挙で民意を問うことで対立を解消することになる。
- ・日頃から、両者間の意志疎通を密にして、折り合いをつける必要がある。

【首長優位の制度】

- ・首長が議会に優位なのは、予算編成権と議案提出権を有し、議案審議に参加し、多くの部下を使えるなど、執行権優位の制度になっているから。
- ・自治法上、議会への議案提出権は首長と一定数の議員および常任委員会にあるが、ほとんどの議案は首長提案になっている。

【「チーム議会」の実現】

- ・議会が存在理由を示すには「チーム議会」の実現が必要。
- ・議員の意見を議員間討議で一つの意思に集約すれば、首長は簡単に無視できない。
- ・首長は「独任制」、議会は「合議制」。

【与野党意識の克服】

- ・地方議会は首長を指名しないので、国の議員内閣制のような与野党関係はない。
- ・首長と馴れ合わず、緊張関係を維持するには、議会全体が野党的な感覚を持ち、自治体の意思決定を適切なものにしなければならない。

【最近の話題 町村総会】

- ・高知県大川村議会の議会運営委員会は8月18日、今後も議会は維持できるとして、総会の検討を先送りする答申を提出した。

◆所感

- ・本町議会では、開会前や暫時休憩、或いは議員の全員協議会などの時間を利用して、議員間の意志を集約しており、「チーム議会（合議制）」はある程度実現できている。課題は、首長と議会の意志疎通を密にして、折り合いをつけること。
- ・議会（立法機関）の役割を理解し、「首長＝執行機関（独任制）」の限界をチェック
 - ・補完しながら、議員発案による条例制定に今後取り組みたい。